

秦野市 長期優良住宅建築等計画の認定における自然災害による
被害の発生の防止又は軽減への配慮に係る基準

目的

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）第6条第1項第4号に基づく長期優良住宅建築等計画の認定に関する自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮に係る基準を次のように定める。

1 原則認定をしない区域

- (1) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域。ただし、神奈川県による急傾斜地崩壊対策工事が行われた場合、又は都市計画法29条に基づく開発行為に関する工事により整備されている場合を除く。
- (2) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域。

附 則

この基準は令和4年2月20日から施行する。